



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### スポンサー付事業体の IRS 登録機能を含む FATCA 登録システムのアップデート

アメリカ

2015 年 11 月 19 日

2015 年 11 月 16 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) はスポンサー付事業体の登録機能を含む新しい機能を FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法) 登録システム (FATCA Online Registration System) に追加した。また、同時にスポンサー付事業体を一括で登録するための XML ファイル作成のサポートツールを公開した。それに伴って FATCA 登録ユーザーガイドも更新されている。

#### 1. スポンサー付事業体の IRS 登録

スポンサー付事業体の IRS 登録にあたっては、スポンサー付事業体のリストを XML ファイルで作成し FATCA 登録システムから一括でアップロードする方法と、FATCA 登録システム上で個別に登録することが可能になると公表されていたが、それらの機能が FATCA 登録システムに追加された。スポンサー事業体は FATCA 登録システムにログインし、「Manage Sponsored Entities」のリンクからスポンサー付事業体の登録が可能となる。

また、2015 年 11 月 12 日、IRS は XML ファイルの作成が困難な金融機関向けにエクセルベースの XML ファイル作成ツールとその指示書を公開した。このツールを使用することで金融機関は簡単に XML ファイルを作成することが可能となった。ツールの使用方法は以下のとおりである。

(1) スポンサー事業体の FATCA ID を入力する

- (2) スポンサー付事業体の商号、識別コード、国・管轄区域コード、スポンサー付特定外国子会社の支店の国・管轄区域コード(必要な場合のみ)を入力する
- (3) 「Validate Data」をクリックし、エラーチェックを行う
- (4) エラーがなければ「Create XML File」をクリックし、XML ファイルを作成する

XML ファイル作成ツールとその指示書は以下のリンクからダウンロード可能である。

[FATCA Registration Sponsored Entity Data Preparation Tool.xlsm](#) (IRS ウェブサイト(英語))

[Sponsored Entity Data Preparation Tool Instructions](#) (IRS ウェブサイト(英語))

また、個別にスポンサー付事業体を登録することも可能であり、その場合には FATCA 登録システムから XML ファイルの要素(左記(2))を手動で入力すればよい。

#### 2. その他の新しい機能

スポンサー付事業体の IRS 登録機能のほかにも以下の新しい機能が追加され、FATCA 登録システムがより使用しやすくなった。

- 既に登録済みの情報を削除し、初めから登録をやり直すことなく FI (Financial Institution: 金融機関) タイプの変更や、メンバー FI をほかの拡大

関連者グループに移動することが可能になった

- IRS 登録内容の各パートの編集や、IRS 登録内容のダウンロードが可能になった
- IRS 登録時に以下の新たな質問が 2 つ追加された
  - 質問 3B に納税者番号 (Country/Jurisdiction Tax ID)を記載する
  - 質問 13A および 13B に共通の親事業体 (Common Parent Entity)の情報を記載する

また、上記の機能追加に伴って、FATCA 登録ユーザーガイドも内容が一新された。

[FATCA Registration User Guide](#) (IRS ウェブサイト (英語))

### 3. おわりに

スポンサー付事業体の IRS 登録期限は IRS 通知 2015-66 によって 2016 年 12 月 31 日まで延長されたため、金融機関は余裕をもって登録作業を実施することができる。しかし、登録にあたって、スポンサー付事業体の英語での商号が必要となるため、ファンドや証券投資信託等の多数のスポンサー付事業体が存在するスポンサー事業体は前もって登録の準備をすることが望まれる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

### 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko.enomoto@tohatsu.co.jp">junko.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。